

第5章 更生支援に対するニーズ

本章では、少年と保護者が困難に直面した際にどのような行動をとっているのかを見た上で、今後、どのような支援が必要だと考えているのかを見る。

第1節 相談行動

本節では、以下に示した質問項目に対する回答に基づき、出院後の生活において困ったことや悩みがあった時の相談行動について見る。

第1回少年調査 Q6 ， 第1回保護者調査 Q7

これから先の生活で、【お子さんのことや家庭のことで】困ったことや悩みがあったときに、どうしようと思いますか。

- 1 誰かに相談する
- 2 誰にも相談しないで自分で解決する
- 3 誰かに相談したいが、相談する相手がいない

(上の質問で「誰かに相談する」と答えた人だけ答えてください。)

生活で困ったことや悩みがあったとき、次の人たちに対して、どのくらい相談したいと思いますか。

少年 保護者

保護者以外の家族や親戚

保護観察官や保護司

職場の上司や学校の先生

警察や市役所などの公的機関

友だちや恋人

保護者 配偶者（内縁を含む。）

子ども

配偶者・子ども以外の家族や親戚

保護観察官や保護司

警察や市役所などの公的機関

友人・知人

選択肢 ぜひ相談したい、どちらかと言えば相談したい、あまり相談したくない、絶対に相談したくない

第2回少年調査 Q5 ， 第2回保護者調査 Q5

出院後の【お子さんの出院後から今まで】生活で困ったことや悩みがあったときに、どうしましたか。

- 1 誰かに相談した
- 2 誰にも相談しなかった
- 3 困ったことや悩みはなかった

(上の質問で「誰かに相談した」と答えた人だけ答えてください。)

相談相手は誰でしたか。あてはまる人を何人でも選んでください。

少年 保護者	保護者 配偶者（内縁を含む。）
保護者以外の家族や親戚	子ども
保護観察官や保護司	配偶者・子ども以外の家族や親戚
職場の上司や学校の先生	保護観察官や保護司
警察や市役所などの公的機関	警察や市役所などの公的機関
友だちや恋人	友人・知人

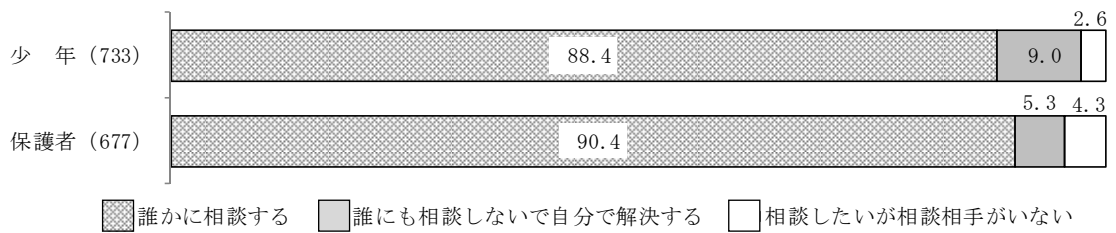
注 【 】は、少年と保護者の調査項目の表現に違いがある場合の、保護者の調査項目の表現である。

1 出院時の認識

5-1-1 図は、出院後の生活において困ったことや悩みがあった時の行動について、出院時における少年と保護者の認識を見たものである。

困ったことがあったときの対応について、少年と保護者の認識の差異を独立性の検定を用いて分析したところ、有意差が認められ、保護者と比べて少年は「誰にも相談しないで自分で解決する」の割合が高かった ($\chi^2(2) = 9.727^{**}$) ものの、全体を見ると、少年・保護者共に約9割が「誰かに相談する」と回答している。

5-1-1 図 困ったことがあったときの対応（出院時，少年・保護者別）



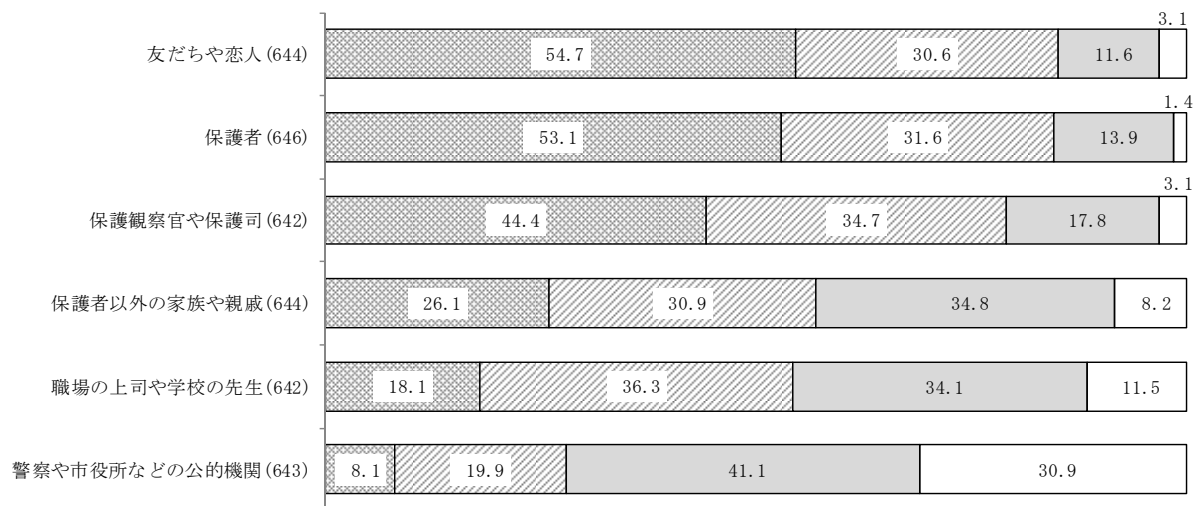
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者数である。

5-1-2 図は、出院後の生活において困ったことや悩みがあったときに「誰かに相談した」と回答した少年と保護者が、選択肢として挙げたそれぞれの相手にどのくらい相談したいと考えているかを見たものである。

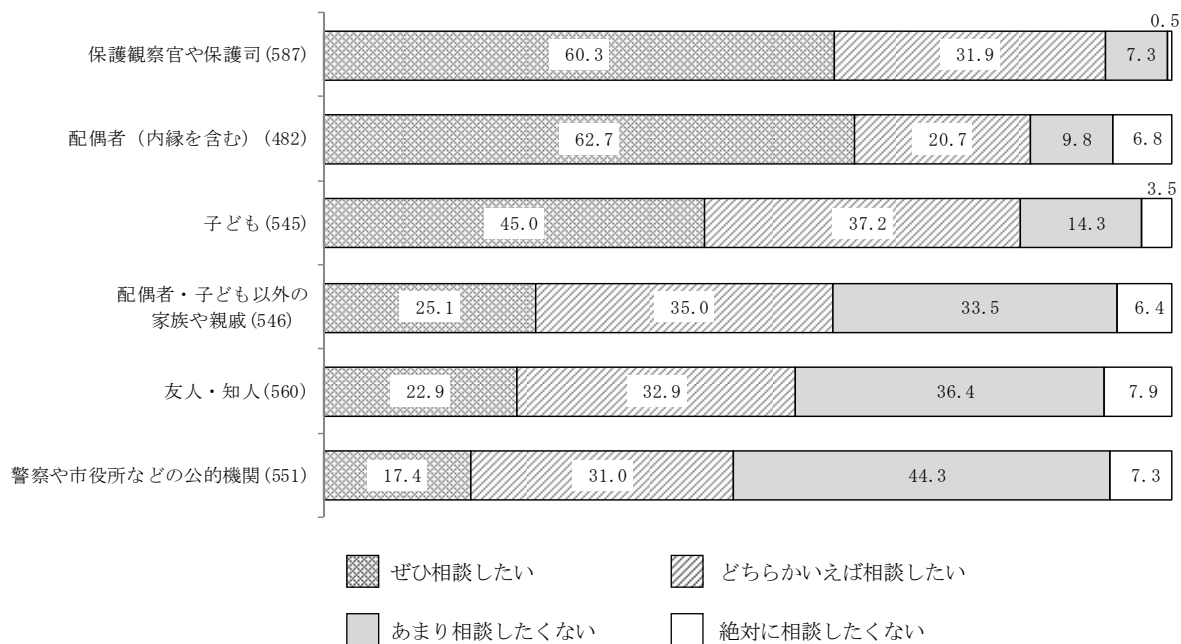
「ぜひ相談したい」又は「どちらかと言えば相談したい」と答えた割合が最も高いのは、保護者では「保護観察官や保護司」(92.2%)、次いで「配偶者(内縁を含む)」(83.4%)で、少年では「友だちや恋人」(85.2%)、次いで「保護者」(84.7%)であった。一方、「ぜひ相談したい」又は「どちらかと言えば相談したい」と答えた割合が最も低いのは、少年・保護者共に「警察や市役所などの公的機関」(少年28.0%、保護者48.5%)であった。

5-1-2図 相談したい相手（出院時，少年・保護者別）

① 少年



② 保護者



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 非該当及び無回答の者を除く。
 3 () 内の数字は、回答者数である。
 4 「ぜひ相談したい」と「どちらかといえば相談したい」の計が高い順に項目を並べ替えている。

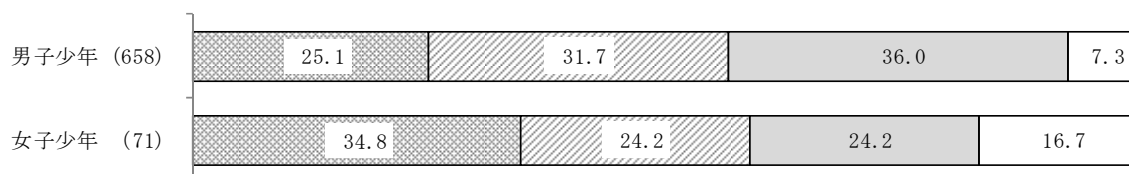
5-1-3 図は、出院後の生活において困ったことや悩みがあったときの相談相手について、少年の男女別に、少年、保護者のそれぞれの認識の差異を独立性の検定を用いて分析したものである。

少年の男女別では、3項目（「保護者以外の家族や親戚」、「職場の上司や学校の先生」、「友達や恋人」）に有意差が認められた。女子少年では、「保護者以外の家族や親戚」、「職場の上司や学校の先生」について、「絶対に相談したくない」相手であるという回答の割合が高く、男子少年では、「友人・恋人」について「ぜひ相談したい」相手であるという回答の割合が高かった。男子少年の保護者と女子少年の保護者には、相談したい相手についての認識の差はほとんど認められなかった。（巻末資料 5-1 参照）。

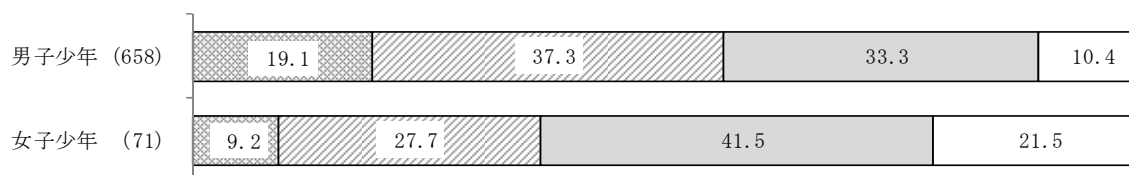
5-1-3 図 相談したい相手（男女別）

① 男子少年・女子少年別

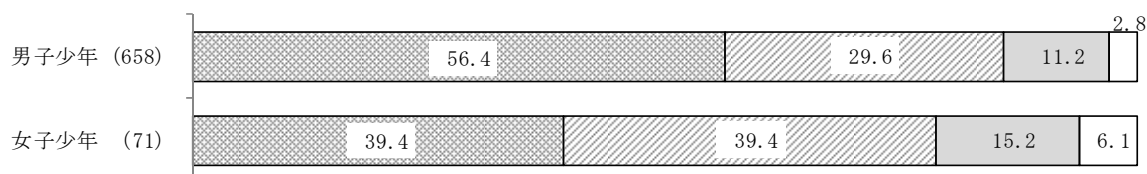
保護者以外の家族や親戚 ($\chi^2(3)=11.928^{**}$)



職場の上司や学校の先生 ($\chi^2(3)=12.059^{**}$)

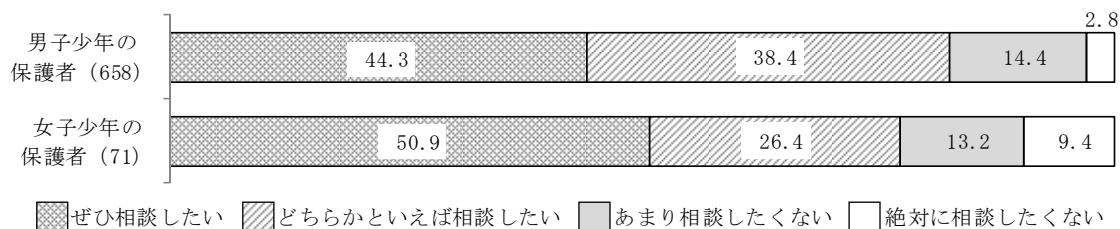


友だちや恋人 ($\chi^2(3)=7.842^*$)



② 男子少年の保護者・女子少年の保護者別

子ども ($\chi^2(3)=8.325^*$)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者数である。

また、相談したい相手について、非行進度別、引受人別、虐待歴の有無別に、少年、保護者のそれぞれの認識の差異を独立性の検定を用いて分析した結果は、巻末資料 5-1 のとおりである。非行進度別では、少年、保護者共に 2 項目（少年は「警察や市役所などの公的機関」、「友だちや恋人」であり、保護者は「配偶者・子ども以外の家族や親戚」、「警察や市役所などの公的機関」であった。）で有意差が認められた。「警察や市役所などの公的機関」については、少年では、長期処遇（再入）の少年は「絶対に相談したくない」の割合が、他の少年に比べて高かった。引受人別では、少年は 1 項目（「保護観察官や保護司」）、保護者は 4 項目（「配偶者（内縁を含む）」、「子ども」、「配偶者・子ども以外の家族や親戚」、「保護観察官や保護司」）で有意差が認められた。実母のみが引受人となっている者は、広く相談を求める傾向があることがうかがえる。虐待歴の有無別では、少年は有意差が認められた項目はなかったが、保護者は 3 項目（「配偶者」、「子ども」、「配偶者・子ども以外の家族や親戚」）で有意差が認められた。被虐待歴のある少年の保護者は、被虐待歴のない少年の保護者と比べて、「配偶者」について「ぜひ相談したい」の割合が低く、「子ども」と「配偶者・子ども以外の家族や親戚」について「絶対に相談したくない」の割合が高く、総じて家族等の身近な他者との関係があまり良好ではない様子がうかがえる。

2 出院から 6 か月間の行動

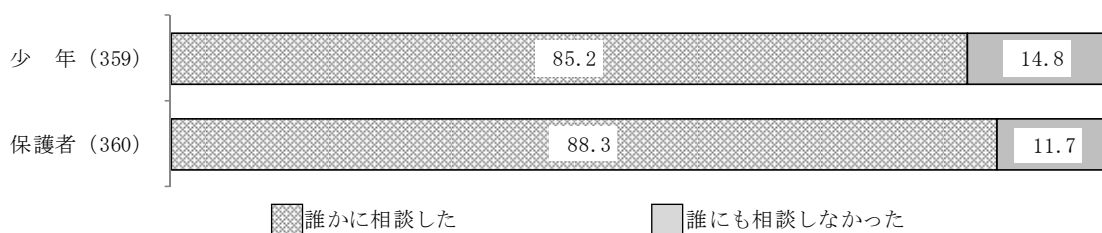
(1) 相談行動の有無

出院からの 6 か月間の生活で「困ったことや悩みはなかった」と回答した割合は、少年で 27.5%、保護者で 23.9% だった。これらを除いた少年と保護者に、出院後の生活で困ったことや悩みがあった時の相談行動について見たのが 5-1-4 図である。

少年，保護者共に，8割以上が「誰かに相談した」と回答しており，少年と保護者の行動に有意差は認められなかった（ $\chi^2(1)=1.503, n. s.$ ）。

出院時に「誰かに相談する」と回答していたが実際には相談をしなかった主な理由を見てみると，少年では「自分で解決したい・できる」（7人），「相談しても仕方がない」（7人），「相談するほどの悩みではない」（5人），保護者では「子ども・家族で解決した」（4人），「相談相手がいない」（4人），「相談する問題ではない」（3人）であった。

5-1-4図 実際の相談行動の有無（少年・保護者別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「困ったことや悩みはなかった」と回答した者及び無回答の者を除く。
 3 () 内は，回答者数である。

5-1-5表は，第1回調査及び第2回調査に回答した少年と保護者のうち，出院後の生活において「困ったことや悩みはなかった」と回答した者以外を対象に，出院時に予定していた困ったことや悩みに対する対処方法と実際の行動の状況を見たものである。

少年・保護者共に，出院時に「誰かに相談する」と回答していた者のうち約9割が実際に相談をしている。一方，「誰にも相談しないで自分で解決する」及び「相談したいが相談する相手がいない」と回答していた者については，出院後の困ったことや悩みがあっても4割～5割の者が誰にも相談をしていなかった。

5-1-5表 相談行動（少年・保護者別）

① 少年

		総数	出院後6か月間の実際の行動	
			誰かに相談した	誰にも相談しなかった
総数		334 (100.0)	287 (85.9)	47 (14.1)
出院時の意識	誰かに相談する	301 (100.0)	268 (89.0)	33 (11.0)
	誰にも相談しないで自分で解決する	24 (100.0)	14 (58.3)	10 (41.7)
	相談したいが相談する相手がいない	9 (100.0)	5 (55.6)	4 (44.4)

② 保護者

		総数	出院後6か月間の実際の行動	
			誰かに相談した	誰にも相談しなかった
総数		338 (100.0)	298 (88.2)	40 (11.8)
出院時の意識	誰かに相談する	308 (100.0)	281 (91.2)	27 (8.8)
	誰にも相談しないで自分で解決する	12 (100.0)	6 (50.0)	6 (50.0)
	相談したいが相談する相手がいない	18 (100.0)	11 (61.1)	7 (38.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 第2回調査において「困ったことや悩みはなかった」と回答した者及び無回答の者は除く。

3 () 内は、構成比である。

(2) 相談相手

5-1-6 図は、出院後の生活において「困ったことや悩みはなかった」と回答した者以外を対象に、困ったことや悩みごとがあった時に実際に相談した相手を少年・保護者別に見たものである。

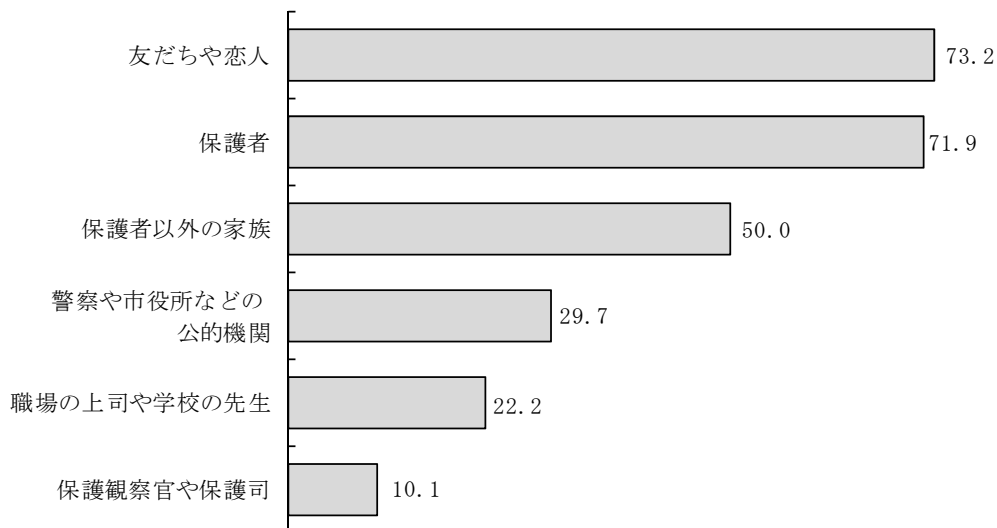
少年では、相談相手として7割以上が「友だちや恋人」(73.2%)及び「保護者」(71.9%)を挙げており、出院時の相談したい相手として挙げた相手と同様の傾向が見られた。「保護観察官や保護司」及び「職場の上司や学校の先生」については、出院時には、それぞれ79.1%、54.4%の少年が相談したいと回答していたが、実際に相談をしたのは、困ったことや悩み事のあった少年のうち、それぞれ10.1%、22.2%であった。

保護者では、実際の相談相手は「保護観察官や保護司」(47.5%)、次いで「友人・知人」(47.2%)、

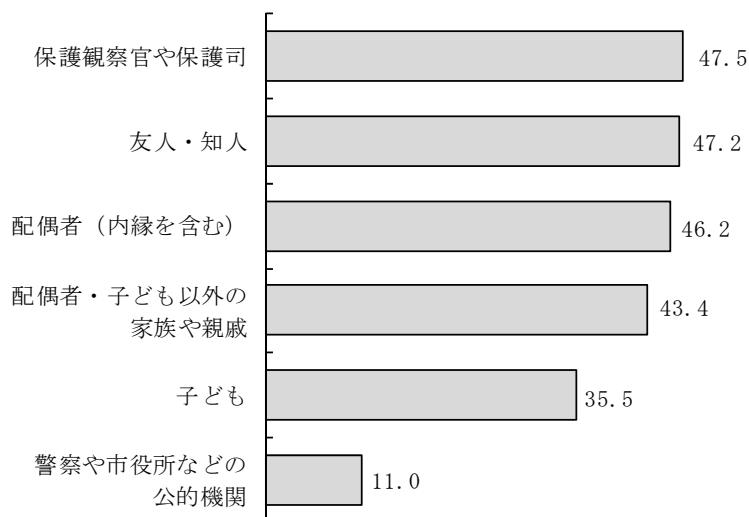
「配偶者（内縁を含む）」（46.2%）であった。「保護観察官や保護司」が保護者から頼りにされている様子が見られるが、少年と比べて、相談相手には散らばりが見られた。

5-1-6 図 実際の相談相手（少年・保護者別）

① 少年



② 保護者



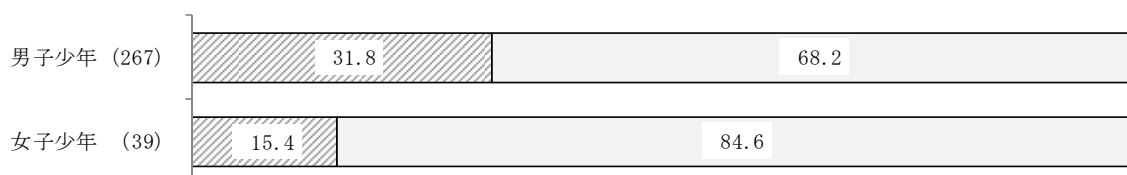
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数選択方式による。
 3 第2回調査において「困ったことや悩みはなかった」と回答した者及び無回答の者を除く。

5-1-7 図は、実際に相談した相手について、少年の男女別に、少年、保護者のそれぞれの認識の差異を独立性の検定を用いて分析したものである。有意差が認められたのは、少年、保護者共に1項目（少年では「警察や市役所などの公的機関」、保護者では「配偶者・子ども以外の家族や親戚」）のみであった。

5-1-7 図 実際の相談相手（男女別）

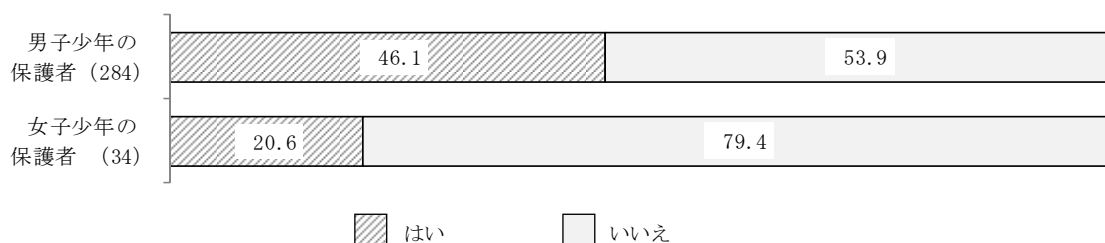
① 男子少年・女子少年別

警察や市役所などの公的機関 ($\chi^2(1)=4.407^*$)



② 男子少年の保護者・女子少年の保護者別

配偶者・子ども以外の家族や親戚 ($\chi^2(1)=8.062^{**}$)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 第2回調査において「困ったことや悩みはなかった」と回答した者及び無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者数である。

非行進捗別、引受人別については、有意差は認められなかった。虐待歴の有無別では、2項目（「配偶者」、「子ども」）で有意差が認められた。被虐待歴のある少年の保護者は、被虐待歴の記載のない少年の保護者に比べ、いずれの項目でも「いいえ」の割合が高かった。被虐待歴のある少年の保護者については、出院時の段階で見られたような、身近な他者への相談意思の消極性が実際の相談行動にも表れており、悩みなどを周囲に相談していない傾向がうかがえる（巻末資料5-2参照）。

第2節 必要な支援

本節では、以下に示した質問項目に対する回答に基づき、出院後6か月経過した時点で、今後家族にとって必要だと考える支援について見る。

第2回少年調査 Q6, 第2回保護者調査 Q6

これから先のあなたやあなたの家族にとって、以下の支援はどのくらい必要だと思いますか。

- ① 自分が〔子ども〕気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手
- ② 親とケンカをするなどして〔子どもが〕家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所
- ③ 借金や薬物依存などの問題に、弁護士や医者などの専門家が対応してくれること
- ④ 家庭の事情を分かった上で、保護者や自分〔子ども〕以外の家族の相談にのってくれる人
- ⑤ 保護観察終了後も継続的に支援してくれる仕組み
- ⑥ どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口

選択肢 とても必要, やや必要, あまり必要ない, まったく必要ない

保護観察官調査

今後、対象少年やその保護者にとって、どのような支援が必要だと思いますか。

- ① 少年が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手
- ② 少年が家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる「居場所」の提供
- ③ 借金や薬物依存などの問題に対する、弁護士や医者などの専門家による支援
- ④ 家庭の事情を分かった上で、保護者や少年以外の家族の悩みや問題にも対応する相談支援制度
- ⑤ 保護観察終了後の継続的支援体制
- ⑥ どんな内容の相談ごとでも受け付けるワンストップサービス

選択肢 とてもあてはまる, ややあてはまる, あまりあてはまらない, まったくあてはまらない

注 〔 〕は、少年調査と保護者調査の項目の表現に違いがある場合の、保護者の調査項目の表現である。

本節においては、質問の回答結果の記載に当たり、質問項目①から順に以下のとおり要約した表現を用いた。

①「気軽な相談相手」、②「安心できる居場所」、③「専門的知識のある相談相手」、④「家族支援」、⑤「保護観察終了後の支援」、⑥「ワンストップサービス」

1 少年・保護者が考える必要な支援

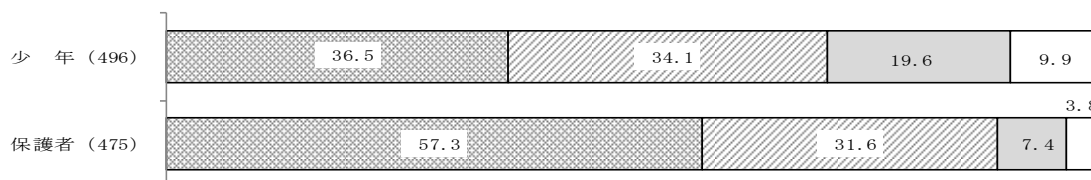
5-2-1 図は、少年院出院から6か月経過した時点で、少年と保護者が、今後必要だと考えている支援について見たものである。

「必要」の回答の割合が最も高かったのは、少年、保護者共に「気軽な相談相手」（少年70.6%、保護者88.8%）で、次いで少年は「安心できる居場所」（55.0%）、保護者は「ワンストップサービス」（69.8%）であった。最も割合が低い項目は、少年、保護者共に「専門的知識のある相談相手」（少年17.8%、保護者34.7%）であった。全ての項目で、保護者の方が「必要」と回答する割合が高かった。

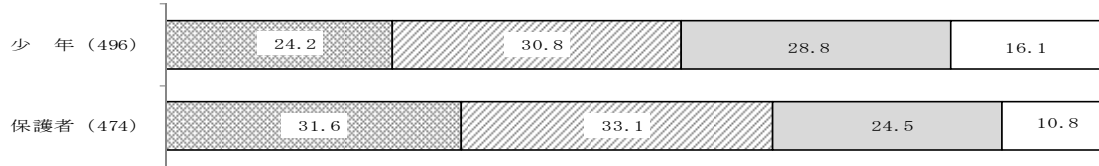
必要だと考えている支援について、少年と保護者の認識の差異を独立性の検定を用いて検討したところ、全ての項目において有意差が認められ、特に「安心できる居場所」と「家族支援」では、少年は「まったく必要ない」の割合が、保護者は「とても必要」の割合が高く、認識が分かれた。その他の項目でも、保護者の方がより支援を求めている傾向がうかがわれる（巻末資料5-3参照）。

5-2-1 図 必要な支援（少年・保護者別）

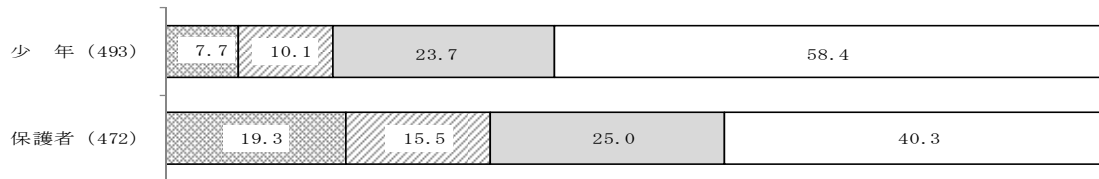
① 気軽な相談相手 ($\chi^2(3)=62.452^{***}$)



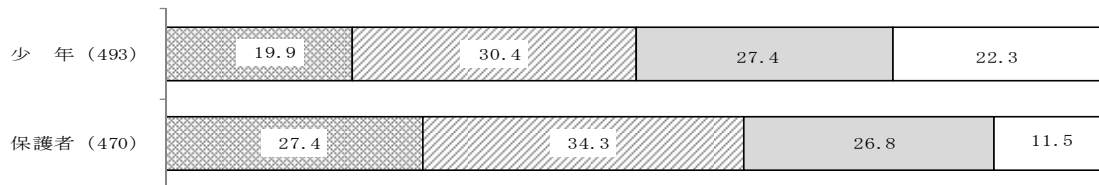
② 安心できる居場所 ($\chi^2(3)=12.127^{**}$)



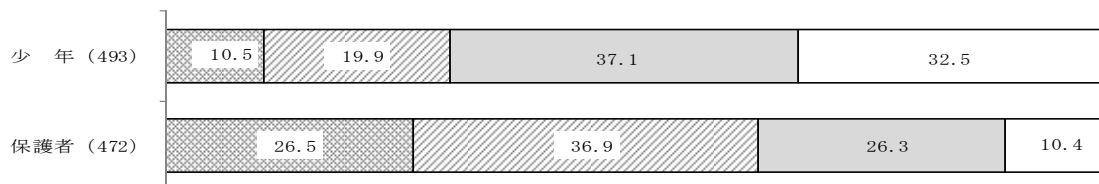
③ 専門的知識のある相談相手 ($\chi^2(3)=45.737^{***}$)



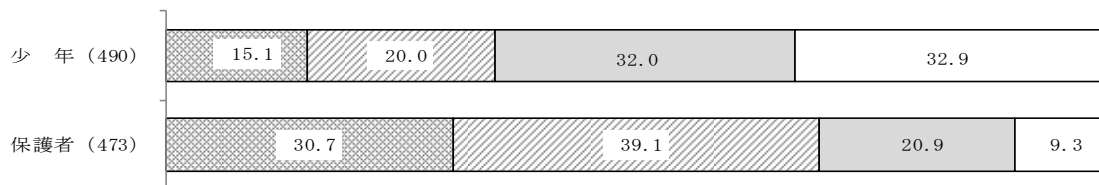
④ 家族支援 ($\chi^2(3)=23.519^{***}$)



⑤ 保護観察終了後の支援 ($\chi^2(3)=121.234^{***}$)



⑥ ワンストップサービス ($\chi^2(3)=129.420^{***}$)



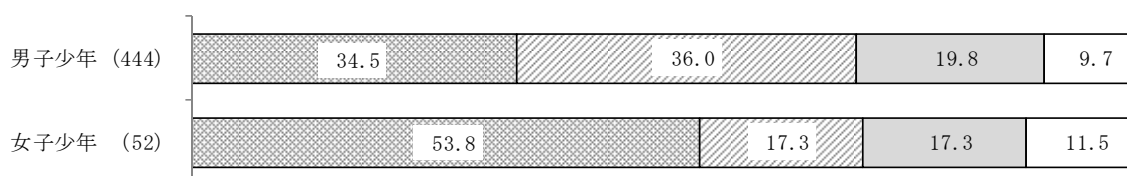
とても必要
 やや必要
 あまり必要ない
 まったく必要ない

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。

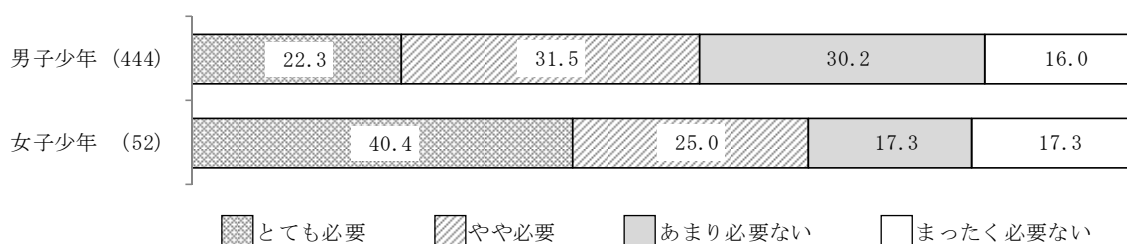
5-2-2 図は、少年の男女別に今後必要だと考える支援についての認識の差異を独立性の検定を用いて検討したところ、6項目中2項目（「気軽な相談相手」、「安心できる居場所」）で有意差が認められた。女子少年は、男子少年と比べて、「気軽な相談相手」と「安心できる居場所」について、「とても必要」と回答する割合が高かった。保護者では、今後必要だと考える支援についての認識において属性による有意差は認められなかった（巻末資料5-3参照）。

5-2-2 図 必要な支援（男子少年・女子少年別）

自分が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手 ($\chi^2(3)=9.898^*$)



親とケンカをするなどして家に居づらい時に、安心してのんびり過ごせる場所 ($\chi^2(3)=9.663^*$)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者数である。

2 保護観察官が考える必要な支援

5-2-3 図は、調査対象少年の担当保護観察官が、少年や保護者にとって今後どのような支援が必要だと考えているかを見たものである。

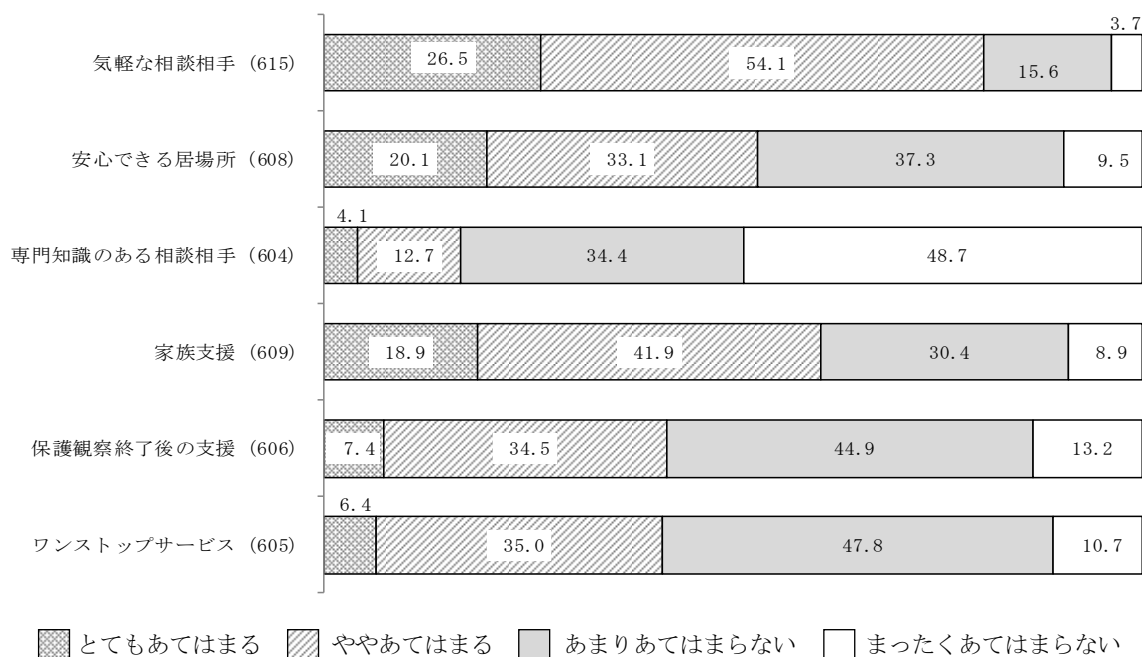
「とてもあてはまる」と「ややあてはまる」を合わせた回答（以下「あてはまる」という。）の割合が最も高かったのは「気軽な相談相手」（80.7%）、次いで「家族支援」（60.8%）であった。

保護観察官が「あてはまる」と回答した支援と、保護者が「必要」と考えている支援を比べてみると、全ての項目で保護者の方が支援を必要としている傾向がうかがわれ、特に「ワンストップサービス」と「保護観察終了後の支援」では、保護観察官と保護者の間に20pt以上の開きがある。

あった。保護者は、全般的に更生支援に対するニーズが少年や保護観察官と比べて高かった。特に、保護観察官と比べて「保護観察終了後の支援」等のニーズが高いことは、実情と照らし合わせて保護観察官が必要と考えている支援以上に保護者が支援を必要としているとも考えられ、出院から6か月が経過した時点において、保護者は少年の更生支援や再非行防止について不安を持っていることがうかがわれる。

また、保護観察官が「あてはまる」と回答した支援と、少年が「必要」と考えている支援を比べてみると、「気軽な相談相手」、「家族支援」、「保護観察終了後の支援」及び「ワンストップサービス」では、保護観察官の方が支援を必要と考えている割合が高かった（5-2-1 図参照）。

5-2-3 図 保護観察官が考える必要な支援

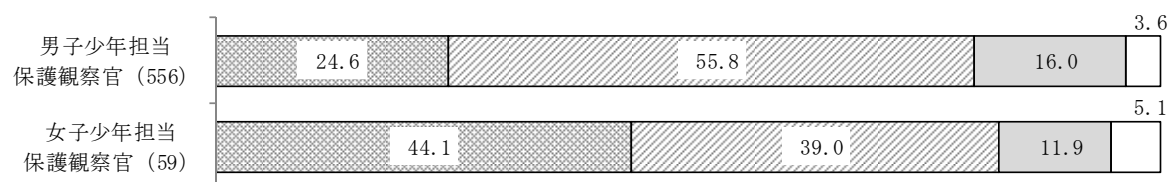


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者数である。

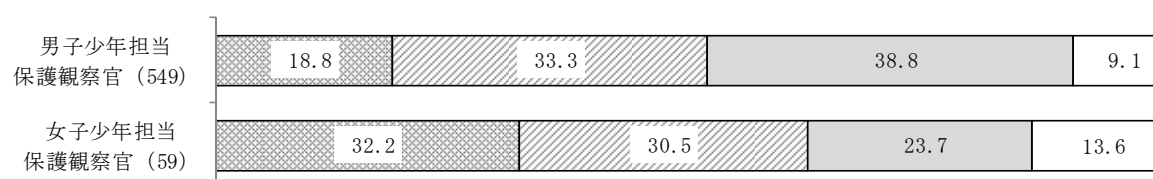
5-2-4 図は、今後必要だと考える支援について、少年の男女別に、担当保護観察官の認識の差異を独立性の検定を用いて分析したものである。6項目中3項目（「気軽な相談相手」、「安心できる居場所」、「専門的知識のある相談相手」）で有意差が認められ、担当保護観察官は、女子少年について男子少年に比べて各種支援の必要性が高いと認識している傾向がうかがわれる（巻末資料 5-3 参照）。

5-2-4 図 保護観察官が考える必要支援（男女別）

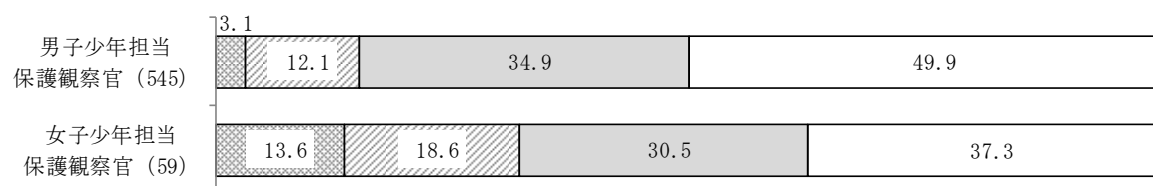
気軽な相談相手 ($\chi^2(3)=11.269^{**}$)



安心できる居場所 ($\chi^2(3)=9.273^*$)



専門知識のある相談相手 ($\chi^2(3)=17.837^{***}$)



とてもあてはまる
 ややあてはまる
 あまりあてはまらない
 まったくあてはまらない

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者数である。

また、今後必要だと考える支援について、担当少年の非行進度別及び引受人別に、担当保護観察官の認識の差異を独立性の検定を用いて分析した結果は、巻末資料 5-3 のとおりである。有意差が認められたのは、非行進度別では、「家族支援」以外の 5 項目であり、担当保護観察官は担当する少年の非行性が進むほど、支援が必要だと認識している割合が高かった。また、引受人別では、2 項目（「安心できる居場所」、「ワンストップサービス」）で有意差が認められた。引受人が実父のみである場合、「ワンストップサービス」について「とても当てはまる」の割合が高く、養父母を含む両親である場合「まったく当てはまらない」の割合が高かった。非行の進んだ少年・保護者については、本章第 1 節 1 項で見たように、出院時において公的機関への相談に消極的な傾向がうかがわれる。一方で、担当保護観察官は、少年の非行性が進むほど支援が必要だと認識

している。

この他、保護者に対して「これまでやこれから先の、お子さんや保護者の方への支援について、よかった点や悪かった点、希望する支援、感想など」を自由記述形式で質問したところ、170人から回答があり、よかった点として「保護司への感謝」(53人)、「関係者等への感謝」(23人)、悪かった点として「保護司・関係者等への不満・注文」(14人)、「相談先が分からない」(2人)、希望する支援として「保護観察の継続や保護観察に続く支援」(9人)、「保護者への支援」(6人)、「気軽に相談できる相手や仕組み」(6人)、「就労支援」(4人)、「一時的な収容施設」(4人)などが挙げられた。